

速報第3574号 R4.9.29発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	4年・3定 一般質問 9月28日	質 問 者	宮川 潤 議員 日本共産党 (札幌市東区)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 知事の政治姿勢について (二) 統一教会問題等について 私ども日本共産党は、世界基督教統一神霊教会の、世界平和統一家庭連合への名称変更が不当であることから、それを認めず、統一教会と呼称しています。</p> <p>1 イベント参加、後援等について 統一協会と関連団体の、政治家や地方自治体との関係が問題となっています。 自転車を取り継ぐ行事、ピースロードに道議会議長と釧路市長が参加、札幌市環境プラザとの共催事業、家庭教育支援条例の制定など自治体への働きかけが明らかになっています。 知事部局、教育庁において、統一協会や関連団体から働きかけを受けたことがあるのか。 また、会費納入やイベント参加、メッセージ送付、名義後援、道有施設の貸し出し等の事実はあるのか、調査はどのように行なったのか、明らかにして下さい。</p> <p>三 個人情報保護法施行条例等について (二) 捜査関係事項照会の実態について 次に、捜査関係事項照会の実態についてであります。 道警察が知事部局をはじめ各執行機関に対して、裁判所の令状によらない「捜査関係事項照会」による個人情報の入手と収集が長年に渡って行われています。 過去5年間の捜査関係事項照会により回答した件数、しなかった件数及び令状による提供件数について、知事、病院事業管理者、教育長および選挙管理委員長に伺います。</p> <p>(三) 個人情報の取扱いについて 次に、個人情報の取扱いについてです。 私は昨年の第1回定例会において、道立図書館への捜査関係事項照会への対応は、令状による対応に改めるべきだと求め、教育長は「原則として令状に基づき対応する」、「図書館利用者の読書事実などは取扱いに特に配慮を要する」と答弁されました。同様に知事部局や各執行機関が保有する個人情報も配慮を要するものであると考えますが、見解を伺います。 また、北海道個人情報保護条例に規定されている要配慮個人情報すなわち本人の信条、病歴、犯罪の経歴等は捜査関係事項照会により提供しているのですか。図書館と他の執行機関では個人情報の取扱いに相違がありますか。 併せて、それぞれ知事、病院事業管理者、教育長および選挙管理委員長に伺います。</p> <p>(再質問) 三 個人情報保護法施行条例等について (三) 個人情報の取扱いについて 1 捜査関係事項照会に対する提供について 個人情報保護法施行条例に関し、個人情報の取扱いについてです。 警察の捜査関係事項照会に対し、個別具体的に判断と言いますが、当該個人情報を提供しなければ目的が達せられないと、どう検証し判断したのですか。知事、病院事業管理者および教育長に伺います。</p> <p>2 捜査関係事項照会に対する対応基準の策定について 通信アプリ大手のLINEは、過去5年間で約1万1千件以上の個人情報を提供していますが、96%以上が令状に基づく対応で、捜査関係事項照会対応はわずか4%にも満たない状況です。「捜査機関への情報提供は社内では定める厳格なプロセスによ</p>	<p>(教育長) 道教委としての対応についてであります。世界平和統一家庭連合及び先般の日本共産党道議会議員団からの資料要求時に示されました関連団体に対するイベント参加やメッセージ送付、後援名義使用承認等につきまして、本庁各課や教育局等を対象に調査いたしました。昨年度までの過去5年間及び今年度において、それらの実績はありません。 また、こうしたことに関する団体からの働きかけについても、確認されておりません。</p> <p>(教育長) 次に個人情報保護法施行条例に関しまして、まず、捜査関係事項照会への対応についてであります。昨年度までの過去5年間で、道教委に対し、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった件数は279件であり、道教委では全て回答をいたしております。 また、令状の執行を受けた実績はありません。</p> <p>(教育長) 最後に、個人情報の取扱いについてであります。個人情報保護条例では、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を利用または提供してはならないとされ、「法令等の規定に基づくとき」は、その例外として取り扱われておりますが、個人情報の適正な取扱いは、個人の権利利益を保護する上で重要であることから、道教委では、要配慮を含む個人情報について、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合、捜査機関が個人情報の提供を受けなければ目的を達成することが困難かどうか、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないか否かを個別に検討し、慎重に判断の上、回答をしております。以上でございます。</p> <p>(教育長) 宮川議員の再質問にお答えをいたします。 個人情報保護法施行条例等に関しまして、まず、個人情報提供の判断についてであります。刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合、求められた個人情報の内容に応じて捜査機関が個人情報の提供を受けなければ目的を達成することが困難かどうか、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないか否かを個別に検討、判断し、提供しております。</p> <p>(教育長) 次に、個人情報の取扱いについてであります。個人情報につきましても、個人の権利利益に関わる重要な事項であることから、各種の職員研修の中で周知徹底を図ってきたところであります。 令和5年4月に施行されます個人情報保護法にお</p>	<p>総務課 社会教育課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p>		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>でのみ行われる」とし、警察への提供拒否の基準も明確に示されています。</p> <p>捜査関係事項照会ではなく、令状に基づき対応すべきと考えますが、少なくとも捜査関係事項照会に対する厳格な対応基準を策定し、個人情報提供状況を道民に明らかにすべきではありませんか。知事、病院事業管理者および教育長に伺います。</p>	<p>る取扱いについても、改めて職員研修を実施をし、個人情報の漏えい防止など、適切な管理に努めてまいります。以上でございます。</p>	